本号で公布された法令のあらまし

◇スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九六号）（文部科学省）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一一号）の施行期日は、平成二五年一〇月一八日とすることとした。

◇スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（文部科学省）

一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令の一部改正関係

1　最も高い合致の割合に係る払戻金の最高限度額を二億五、〇〇〇万円を超えない範囲内で独立行政法人日本スポーツ振興センターが定めることとした。（第二条関係）

2　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成一〇年法律第六三号）第四〇条第一項第二号の政令で定める業務について、特定対象試合の開催等と定めることとした。（第五条関係）

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係

日本スポーツ振興センター債券の形式、発行の方法その他日本スポーツ振興センター債券に関し必要な事項を定めることとした。（附則第六条～第一五条関係）

三　施行期日等

1　この政令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一一号）の施行の日（平成二五年一〇月一八日）から施行することとした。

2　前記一の1の改正は、この政令の施行の日以後にされる公示に係るスポーツ振興投票について適用することとした。

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二九八号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五年法律第四四号）の一部の施行に伴い、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項を定めるとともに、地方独立行政法人の業務の範囲に博物館等の設置及び管理を追加する等の改正を行うこととした。（地方独立行政法人法施行令第一条、第二条、第四条、第五条の二から第五条の六及び第一四条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九九号）（内閣官房）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二六年一月一日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三〇〇号）（内閣官房）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴い、公職選挙法施行令、行政機関職員定員令、国家公務員倫理規程、及び職員の退職管理に関する政令の規定を整備することとした。

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一月一日）から施行することとした。

◇特定個人情報保護委員会事務局組織令（政令第三〇一号）（内閣官房）

1　特定個人情報保護委員会の事務局に総務課を設置し、その所掌事務を定めることとした。

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一月一日）から施行することとした。

政　令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次のように公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十六号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十一号）附則第一条第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十月十八日とする。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令を次のように公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十七号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成二十五年法律第十一